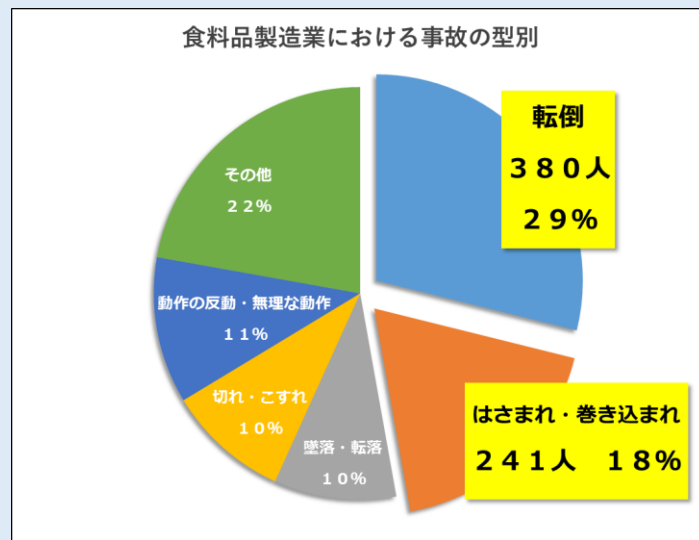
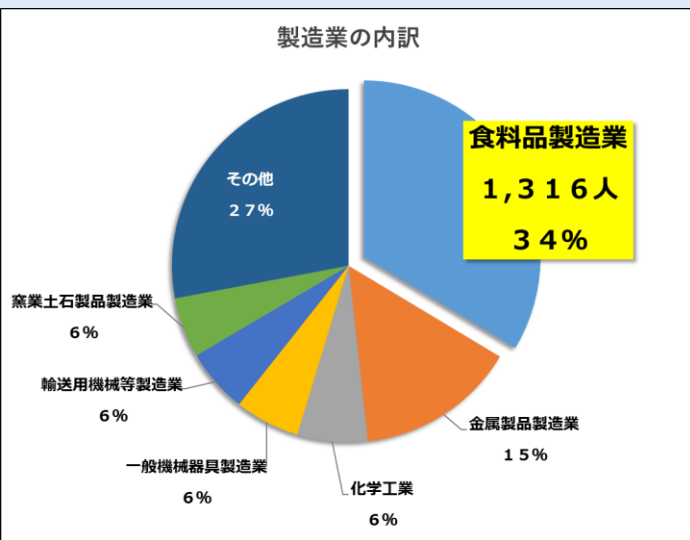


食料品製造業における 労働災害をなくそう！！

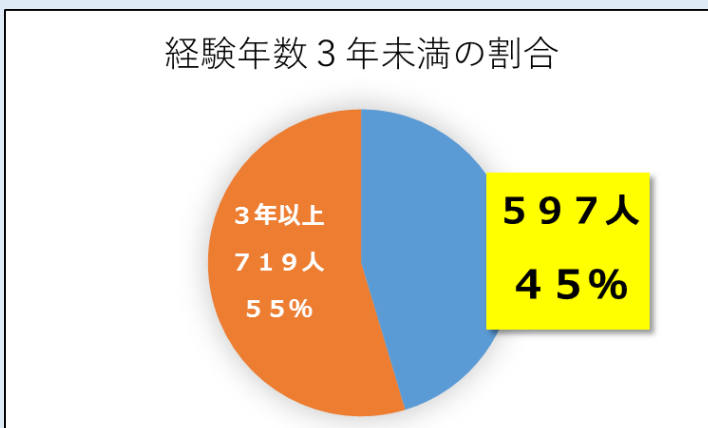
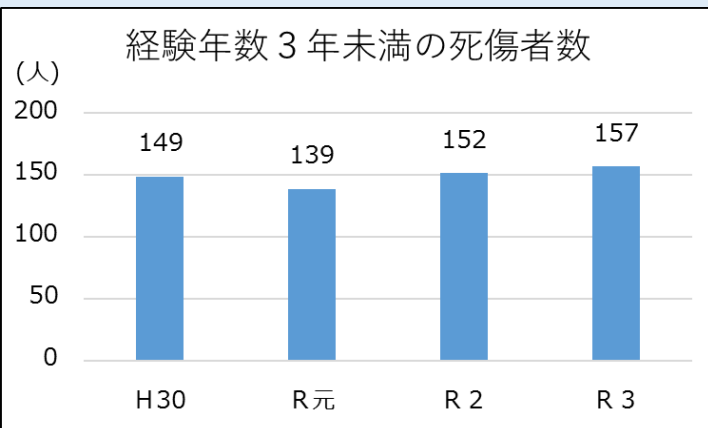
福岡県内において、過去4年間（平成30年から令和3年）に発生した休業4日以上の労働災害のうち、製造業における「**食料品製造業**」の割合は**34%**を占めており、そのうち「**転倒災害**」と「**はさまれ・巻き込まれ災害**」で**4割**を超えています。



資料：労働者死傷病報告（H30～R3）

《食料品製造業の未熟練労働者の労働災害》

- ◆ 食料品製造業における経験年数3年未満の労働者の死傷災害（休業4日以上）は**高止まり傾向**。
- ◆ 経験年数別では3年未満が**4割以上**を占める。

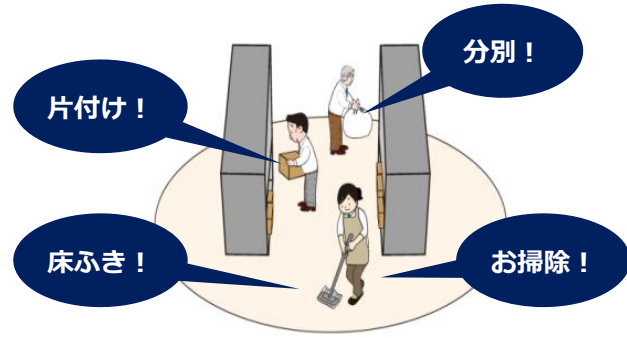


資料：労働者死傷病報告（H30～R3）

通路の整備や安全行動の徹底により労働災害 (行動災害※)を防止しましょう！

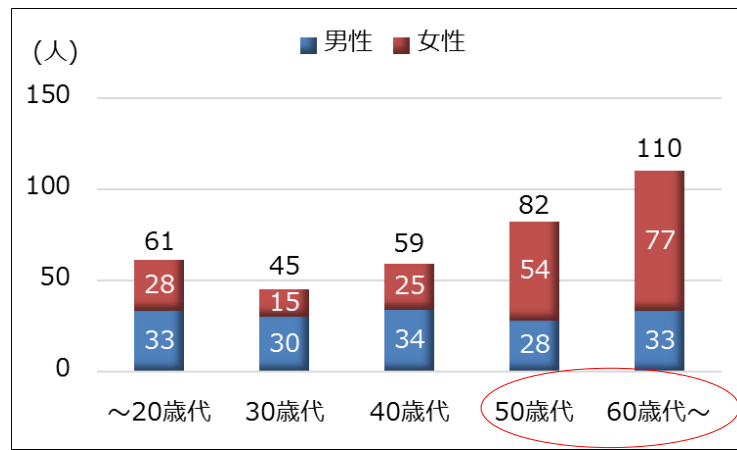
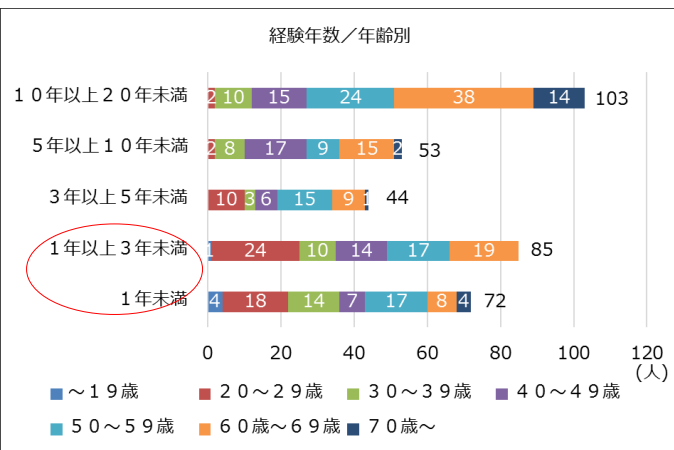
※ 「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害をいう。

- ◆ 4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



未熟練労働者に対する安全衛生教育を必ず行いましょう！

- ◆ 食料品製造業における労働災害による死傷者数を経験年数別でみると、**経験年数3年未満が4割以上**と高く、年齢別では**50歳以上が半数以上**を占めています。



資料：労働者死傷病報告（R3）

- ◆ 未熟練労働者に対する安全衛生教育は、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて、理解をし、身につけてもらうために行うものです。
- ◆ 雇入れ時や新たな業務を担当させるにあたっては、安全衛生教育を確実に実施することが必要です。

(雇入れ時等の教育)

労働安全衛生規則

第三十五条 事業者は、**労働者を雇入れ**、又は**労働者の作業内容を変更**したときは、当該労働者に対し、**遅滞なく**、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、**教育を行わなければならない**。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

一~二 省略

三 作業手順に関すること。

四~五 省略

六 整理、整頓（とん）及び清潔の保持に関すること。

七~八 省略

(3、6号のみ抜粋)